

# 横浜町特定不妊治療費助成事業実施要綱

令和2年4月1日

訓令第12号

(目的)

第1条 この要綱は少子化対策の一環として、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費の一部を助成するものである。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は法律上婚姻関係にある夫婦で1～3すべてを満たす者とする。

(1) 青森県特定不妊治療費助成事業の交付決定を受けており、その他の地方公共団体から同様の助成を受けていないこと

(2) 夫婦または夫婦の一方が、申請日の1年以上前から横浜町に住所を有し、かつ居住していること。

(3) 夫婦ともに町税を完納していること。

(対象となる治療)

第3条 助成の対象となる特定不妊治療は「青森県特定不妊治療費助成事業」の対象治療に準ずる(体外受精、顕微授精、凍結胚授精)。

(助成の額)

第4条 1回の治療につき、治療に要した費用から「青森県特定不妊治療費助成事業」により受けた助成額を引いた額とする。1回の治療につき上限額は10万円とする。

(助成の申請)

第5条 助成の期間については、青森県特定不妊治療費助成事業の交付決定を受けた日から、翌月末日までとする。

(助成の申請)

第6条 第2条の対象者が助成を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 横浜町特定不妊治療費助成申請書兼請求書(様式第1号)

(2) 同意書(様式第2号)

(3) 青森県特定不妊治療費助成事業補助金交付決定・確定通知書の写し

(4) 口座の確認できるものの写し(通帳等)

(5) 印鑑

(6) 町税等の滞納がないことを証明する書類(横浜町以外に住所がある場合)

(助成の決定等)

第7条 町長は、前条の申請を受理したときには、その内容を審査し、助成金の交付を決定する。この場合において、横浜町特定不妊治療費助成金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に決定内容を通知するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。